

鎌倉市個人情報保護運営審議会 第 25 号

平成11年12月22日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会

会長 金子正史

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について

(答申)

平成11年12月7日付け鎌保第434号をもって諮問がありました、鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第3項第4号に規定する収集の制限、条例第9条第2項第4号に規定する利用の制限、条例第12条第1項及び第3項に規定する電子計算機による個人情報の処理については、諮問の内容を適當なものと認めましたので答申します。

つきましては、次の点に留意し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分な配慮を願います。

情報の利用及び提供に際しては、個人情報の秘密の保持、複写等の禁止など、個人情報の保護措置を講ずることはもとより、条例の趣旨にのっとり最大限の注意を払うよう情報の利用・提供先に要請されたい。

また、電子計算機による処理については、大量かつ高速での情報処理が可能である反面、不可視の状態で処理されることから、その取り扱いに当たっては、より一層慎重な対応されたい。

1 鎌倉市個人情報保護条例第8条第3項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	収集先	個人の類型	収集する理由
21	保険年金課	国民健康保険 在宅医療等推進 支援事業事務	神奈川県 国民健康保険 団体連合会	長期入院者等 在宅医療の 該当者	「国民健康保険在宅医療等推進支援事業 基本計画」にもとづき在宅医療等を具体的に推進していくために必要な情報の収集をおこなうため。

2 鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	収集する理由	目的外利用する理由	利用先
22	保険年金課	国民健康保険 在宅医療等推進 支援事業事務	長期入院者 等在宅医療 の該当者	在宅医療等 該当者情報	在宅医療等該当者の 情報を提供することに より、情報交換及び保 健婦等の有効活用を図 るなど在宅医療等の推 進に努めるため。	市民健康課 高齢者福祉 課

3 鎌倉市個人情報保護条例第12条第1項、第3項の規定に基づく諮問事案

番号	業務名	業務の概要	業務主管課名	導入年度
2	国民健康保険 在宅医療等推進 支援情報提供 システム	<p>・「国民健康保険在宅医療等推進支援事業 基本計画」にもとづき神奈川県国保団体連合会がセセブト情報を基に作成した在宅医療等の推進に必要な情報から対象者の選定を行い、在宅医療等対象者の管理・追跡情報を作成し管理する。</p> <p>・神奈川県国保団体連合会より提供された情報について、保険年金課（保険者）が加工処理した情報については、神奈川県国保団体連合会に提供し相互に管理する。</p>	保険年金課	平成12年度